

桶川市議会基本条例 逐条解説

桶川市議会は、日本国憲法に基づく地方自治制度の下、選挙により選ばれた市民の代表者である議員の活動により運営される議事機関であり、立法機能及び監視機能を発揮する桶川市の意思決定機関としての役割を担っている。

議員は、市民の負託に応えるとともに、開かれた場での議論によって議会の透明性を確保しつつ桶川市の諸課題を解決するため、積極的に活動することが求められている。

そのためには、従来の考えや活動にとどまることなく、自ら議会改革を進めていくとともに、議会の権限及び議会の構成員である議員の身分上の位置付けの明確化を図ることが必要である。

桶川市議会では、これまでの議会改革を更に進め、より一層市民に開かれた議会を目指すため、基本理念を明らかにし、市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することを決意し、ここに、桶川市議会の最高規範となる桶川市議会基本条例を制定する。

【解説】

前文では、本条例制定の必要性や、議会や議員の役割を明確にし、議会の在り方としての基本理念を示すことにより、市民福祉の増進及び市勢の市政に寄与する決意を述べています。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、桶川市議会（以下「議会」という。）の基本理念及び基本方針を定め、議会及び議員の活動原則等を明らかにするとともに、議会と市民との関係、議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会機能を強化し、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の増進及び公正

で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

本条は、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応えられる議会運営の実現を図り、市民の福祉の増進及び市政の発展に寄与することを、この条例の目的として定めています。

(基本理念)

第2条 議会は、市民自治の観点から、時代を先導し、公平かつ公正に議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すことを基本理念とする。

【解説】

本条は、議会としての基本的な姿勢や考え方を、本市議会の基本理念とし、示しています。本市議会は、自主性、自立性を重んじた議会運営を行うとともに、市民の意見を踏まえ、公正な議論を尽くし、地方自治の本旨を実現することを目指しています。

(基本方針)

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 二元代表制の下、本市の意思決定を担う議事機関としての責任を自覚し、提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案及び政策提言に積極的に取り組み、その権能を最大限に発揮すること。
- (2) 市民主権のもと、市民の立場に立ち、市政の監視及び評価の強化に努めること。
- (3) 市民に対し市政及び議会に関する情報を積極的に公開するとともに、市民に分かりやすい開かれた議会運営を行うこと。

【解説】

前条の基本理念を具体化するための方針を示しています。

- (1) 議会は、二元代表制の一翼を担う議事機関としての責任を自覚し、その

機能を最大限に発揮することによって、役割と責任を果たすこと。

(2) 議会は、市民主権の観点から、市政の監視及び評価に努めること。

(3) 議会は、市民に対し市政課題などの情報を積極的に公開するとともに、
負託を受けた市民に対し分かりやすい議会運営を行うこと。

第2章 議会及び議員の活動原則等

(議会の活動原則)

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を重視する、市民に分かりやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 議会活動において、積極的な情報公開を行い、市民に対する説明責任を果たすこと。
- (3) 自由かつ達な討議を行い、議会の機能である政策決定、市長等の事務執行の監視及び評価を行うこと。
- (4) 市民の負託に応え、身近で分かりやすい議会の在り方を追求するとともに、議会の改革に継続的に取り組むこと。

【解説】

議会の役割を果たすため、4つの活動原則を定めています。

- (1) 議会は、その活動に関しては疑念や疑惑を抱かれることのないように、
公正性、透明性及び信頼性を確保し、開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 議会は、その活動を積極的に市民に知らせ、説明責任を果たすこと。
- (3) 議会は、自由かつ達な討議を通じ、職務を遂行すること。
- (4) 市民から受けた期待に応え、責任を果たすため、身近で分かりやすい
議会の在り方を追求し、議会改革に継続的に取り組むこと。

(災害時の議会の対応)

第5条 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

2 災害時の議会の行動基準として、災害発生時の対応要領を議長が定める。

【解説】

議会は、大規模災害といった非常時についても、二元代表制の趣旨に鑑み、市
と
しての意思決定や事務執行についての監視など、議会の役割を担う必要があるた
め、
その機能を的確に維持しなければならないことを定めています。

災害時に議会がどのように対応や行動等を行うかの詳細については、別途定め
る
こととしています。

（議員の活動原則）

第6条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに自己の能力
を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をする事。
- (2) 市政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めること。
- (3) 常に社会の変化を的確に捉え、一部団体及び地域の代表に捉われず、市民福
祉の向上と共生社会を目指して活動すること。
- (4) 議会活動を最優先するよう努めること。

【解説】

議員としての職責を果たすため、4つの活動原則を定めています。

- (1) 議員は、日常の議員活動を通じ、市政全般に関する市民の多様な考え
や思いの把握及び市政が直面するあらゆる分野の諸課題に対して、的
確な判断を行うことができるよう、研修に積極的に参加するなど、不
断の研さんに努めること。
- (2) 議員は、二元代表制の下、政策提案等を行うことによって、市政の発
展や市民福祉の増進に資するため、市政に関する課題及び政策に関す

る広範な情報収集及び調査研究活動に努めること。

(3) 議員は、一部の分野や地域に偏らず、市民福祉の向上と共生社会の視
点に立ち活動する
こと。

(4) 議員は、市民の負託に応えるため、議員としての議会活動を最優先に
行うよう努めること。

(議員の政治倫理)

第7条 議員は、市民の負託に応えるため、常に自らを厳しく律し、高い倫理観を
持って政治倫理の向上及び確立に努めるとともに、桶川市議会議員政治倫理条
例（令和8年桶川市条例第 号）を遵守しなければならない。

【解説】

本条は、議員の政治倫理について高い倫理観を持ち、日々の活動に努めると
ともに、指針となる「桶川市議会議員政治倫理条例」を遵守することを定めて
います。

(議員の定数)

第8条 議員の定数は、議会の活動原則に基づき、議会の機能を果たすために必要
な数とすることを基本とする。

2 議員の定数を変更する場合は、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望
を十分に考慮し、議員の定数の基準等の明確な理由を示すものとする。

3 前2項の議員の定数に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

議員定数は、議会の活動原則に基づく議会機能を果たすために必要な議員の
数を基本とします。議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題、将来の
予測と展望を十分に考慮し、明確な改正理由を付して提出することを定めてい
ます。

議員定数については、「桶川市議会の議員の定数を定める条例」に定めています。

(議員報酬)

第9条 議員報酬は、議員の活動及び職責に見合う対価を勘案し、市の財政状況、社会経済情勢、他の地方公共団体の状況等を踏まえて定めるものとする。

2 議員報酬を変更する場合は、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮し、決定するものとする。

3 前2項の議員報酬に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

議員報酬は議員活動への対価であり、その改正に当たっては、市の財政状況、社会経済情勢、他市等の状況などを踏まえることを定めています。議員報酬の改正に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮し、明確な改正理由を付して提出することを定めています。

議員報酬については、「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」に定められています。

(会派)

第10条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。ただし、会派を結成しないことによる不利益はあってはならない。

2 会派は、政策立案及び政策提言について積極的な調査研究を行うよう努めなければならない。

【解説】

議員は、会派を結成することができること、また会派に属さないことによる不利益はあってはならないことを定めています。

会派は、政策集団として積極的に調査研究を重ね、政策立案機能を向上させ、
政

策立案及び政策提言を行うことを定めています。

(政務活動費)

第 1 1 条 会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究を積極的に行うとともに、その収支報告書及び領収書等を公表し、市民に対して使途の説明責任を果たすことで、政務活動費の透明性の向上に努めなければならない。

2 前項の政務活動費に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

政務活動費の本来の使途を厳格に守り、その使途については市民から疑念を持たれることのないよう、収支報告書及び領収書等を公表し、透明性の向上に努めることを定めています。

政務活動費については、「桶川市議会政務活動費の交付に関する条例」に定められています。

第 3 章 議会と市民との関係

(会議の公開)

第 1 2 条 議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会並びに全員協議会を原則として公開するものとする。ただし、全員協議会については、議会運営委員会の決定により、必要と認められる場合は非公開とすることができる。

【解説】

地方自治法で定める本会議の公開だけでなく、常任委員会、特別委員会並びに全員協議会を原則として公開することを定めています。

原則としているのは、会議公開の例外として、常任委員会及び特別委員会は、出席議員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができるためです。

また、全員協議会については、議会運営委員会により決定されたときは、非

公開とすることを定めています。

(市民参加の機会の充実)

第13条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、その活動に市民の意思を反映することができるよう、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。

2 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の運営に当たっては、地方自治法第115条の2に基づく公聴会制度及び参考人制度を十分に活用し、市民の専門的又は政策的知見を議会の討議に反映させるものとする。

3 議会は、請願の審査に際し、必要に応じ、提案者の意見聴取を行う機会を設けることができるものとする。

4 議会は、採択した請願のうち市長等において措置することが適当と認めるものについては、市長等に送付した後、その処理の経過及び結果の報告を求めるものとする。

【解説】

市民の意思を議会活動に反映するため、市民からの意見等を聴取する機会を設けるなど、市民の議会活動への参加の機会の充実を図るものと定めています。

議会は、委員会の運営に際しては、地方自治法第115条の2に基づく公聴会制度及び参考人制度を活用し、議会の討議に反映させて充実を図ることを定めています。

請願の審査に際しては、提案者からの説明を聴く機会を設けることができることを定めています。

採択された請願のうち、市長等による措置が適当と判断したものについては、処理の経過や結果についての報告を求めることを定めています。

(広報広聴機能の充実)

第14条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関し多様な媒体を活用して積極的な広報及び広聴に努めるとともに、それらの活動を通じて得られた市民の声を議会活動に取り入れるものとする。

【解説】

市民意思を議会活動に反映し、市民福祉の増進を図るため、議場等での傍聴だけでなく、本会議や委員会のインターネット中継や録画配信、おけがわ市議会だより、ホームページなど多様な媒体を活用して積極的な広報及び広聴に努め、市民に開かれた議会の実現を目指して活動することを定めています。

第4章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

第15条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張ある関係を保持し、市長等の事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通じて、市政の発展に取り組むものとする。

2 議会は、市長等が提案する重要な政策について、議会審議における政策等の論点を整理し、政策水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の背景と経緯
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画及び基本計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係する法令及び条例等
- (6) 政策の実施に関わる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等に係る経費と算出根拠
- (8) 市民参加の実施の有無及びその内容

3 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、政策等の論点を整理し、その政策水準を高めるため、施策又は事業別の分かりやすい説明を求めるものとする。

【解説】

市長と議員は、それぞれ市民から直接選挙により選ばれた代表者であり、議会は市長等によって効率的な行政運営が行われているかなどについて、監視する役割を担っています。従って、議会の審議においては、議員と市長等は対等な立場で慣れ合いにならない適切な緊張関係を保持することを定めています。また、政策の立案及び提言を通じて、更なる市政の発展に取り組むこと定めています。

議会は、市長等に対して議論の前提となる市政に関する情報の提供（（１）～（８））を求めることを定めています。

議会は、予算及び決算の審議に際して、政策等の論点を整理したうえで市長等に対し、分かりやすい説明をすることを定めています。

（確認の機会の付与等）

第１６条 議員は、本会議及び委員会において質問又は質疑（以下この条において「質問等」という。）を行う場合は、当該質問等の論点を明確にし、市民に分かりやすい方法で行うよう努めるものとする。

２ 市長等は、本会議及び委員会における質問等に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で当該質問等の趣旨を確認するための発言をすることができるものとする。

３ 議員の市長等に対する質問等は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。

【解説】

議員は、会議等において質問等を行うときは、答弁を求める内容を明確にし、市民に分かりやすい方法で行うよう努めることを定めています。

市長等の答弁者は、議員からの質問等に対して、的確に答弁が行えるようその質問等の趣旨を確認するための発言ができることを定めています。

一問一答方式での質問答弁は、質問事項に対する答弁がすぐにされる等により、

第三者の立場で見えていて議論及び争点がより明確になることが期待されます。従来の一括質問一括答弁方式も選択できることを定めています。

(議決事件の追加)

第 17 条 議会は、議事機関としての権能を最大限に発揮するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を積極的に拡大するよう努めるものとする。

2 前項の議会の議決すべき事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

本条例第 3 条第 1 号において議会の基本方針として、二元代表制の下、本市の意思決定機関としての責任を自覚し、その機能を最大限に発揮することと定めています。

また、地方自治法第 96 条第 1 項では、地方議会の議決すべき事項を列挙し、第 2 項ではそれ以外に議決すべき事項を、それぞれの議会が条例で定めることができるとしています。

市政に関する重要な計画等について議会の議決事項とすることは、市長等の執行を監視するとともに政策形成過程に議会が関与する役割を強めることとなります。そこで、積極的に議決する事項を拡大するよう努めると明記しています。

現在、「桶川市基本構想の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例」（令和 4 年条例第 24 号）において、「本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な構想の策定、変更又は廃止」を議決対象としています。

第 5 章 議会の機能強化

(議会機能の強化)

第 18 条 議会は、市長等の事務執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化し、その結果を市民に分かりやすく公表するものとする。

【解説】

市長等の事務執行に対し、常に効率的かつ公正な執行が行われているか監視・評価を行い、積極的、能動的な政策立案・政策提言を行っていくため、議会の機能を強化すること、またその結果について市民に対し分かりやすく公表することを定めています。

（議員研修）

第19条 議会は、議員の資質と倫理の向上を図るとともに、議会の機能強化等のため議員研修の充実強化に努めなければならない。

2 議会は、議員の任期開始後速やかに、議員に対し、この条例及び桶川市議会議員政治倫理条例に関する研修を行うものとする。

【解説】

議会は、議員の資質や倫理の向上、更には政策立案等に必要な能力を向上させるために、議員研修の充実強化に努めることを定めています。

議員に就任後、市民からの負託に的確に応えるため、速やかに「桶川市議会基本条例」並びに「桶川市議会議員政治倫理条例」に関する研修を行うことを定めています。

（議員間討議）

第20条 議会は、言論の府であることを認識し、議員間の討議を中心とした会議の運営に努めるものとする。

2 議会は、議案の審議又は審査においては、議員間の議論を尽くすものとする。

【解説】

議会は、執行機関からの説明や質疑応答だけではなく、議員同士の自由かつ達な討議が委員会などの審議では重要であるとの認識から、議員間討議を中心とした会議の運営に努めることを定めています。

議案の審議又は審査においては、会派や議員個人としての考えの違いがあっても、十分な議論を尽くし結論を導くことを定めています。

（専門的知見の活用）

第 2 1 条 議会は、市の直面する重要課題に対応するため、地方自治法第 1 0 0 条の 2 の規定に基づく学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査の活用に努めるものとする。

2 議会は、会議において、市の事務に関する調査又は審査のため、必要があると認めるときは、地方自治法第 1 1 5 条の 2 に基づく公聴会制度及び参考人制度を十分に活用し、市民の専門的又は政策的知見を議会の討議に反映させるものとする。

【解説】

地方自治法の趣旨を踏まえ、議会の審議を充実し、議会が担うべき監視機能、調査機能、政策形成機能などを最大限発揮するために、学識経験を有する者等の知見を活用することを定めています。

議会は、市の事務に関する調査又は審査の会議に際し、地方自治法第 1 1 5 条の 2 に基づく公聴会制度及び参考人制度を十分に活用し、議会の討議の充実を図ることを定めています。

（予算の確保）

第 2 2 条 議会は、二代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

【解説】

議会が議事機関としての機能を充実するために必要な予算を確保するよう努めることを定めています。

（議会事務局）

第 2 3 条 議会は、議員の政策立案及び政策提言に関する能力を向上させるととも

に、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法制機能の充実強化並びに必要な人員の確保により、組織体制の整備に努めるものとする。

【解説】

地方自治法第138条第2項の規定により、議会には議会事務局を置くことができます。議会が議員の政策立案能力の向上や議会を円滑かつ効率的に進めるためには、議会活動全般を補佐する議会事務局の調査機能・法制機能の充実強化を図り、必要な人員を確保する必要がある、議会事務局の組織体制の整備に努めることを定めています。

（議会図書室）

第24条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その所蔵する図書等の充実に努めなければならない。

【解説】

議員の調査研究に必要な書籍を備え、議員がいつでも利用できるよう議会図書室の充実に努めることを定めています。

（議会改革の推進）

第25条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生じる市政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会の改革に取り組むものとする。

【解説】

本市議会ではこれまで、本会議や委員会のインターネット中継や録画配信、一般質問における一問一答方式、議会報告会や意見交換会の開催など様々な議会改革に取り組んできました。引き続き市民の意思の把握に努め、市政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むことを定めています。

第6章 他の条例等との関係及び見直しに関する手続

(他の条例等との関係)

第26条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会に関する条例、規則等を制定してはならない。

【解説】

この条例は議会における最高規範であることから、議会に関する他の条例や規則、規程等を制定及び改正する場合は、この条例の趣旨に反してはならないことを定めています。

(見直しに関する手続)

第27条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、議会運営に係る不断の評価及び改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正するに当たっては、議員全員が賛同する場合であつても、本会議において改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

【解説】

議会は、この条例の実効性を担保するため、社会の実情等に合致したものであるかを常に勘案し、条例改正の必要があると認めるときは、議会運営委員会等で検討し、その結果に基づいて改正等の必要な措置を講ずることを定めています。

議会は、この条例の改正を行う場合にあっては、その改正が全議員の賛同による内容であったとしても本会議において、改正の理由や改正に至った経緯などを詳しく説明しなければならないことを定めています。

附 則

この条例は、令和9年1月1日から施行する。

【解説】

この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行することを定めています。